

複写

平成22年10月13日

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

複写

回 答 書

〒320-0821

栃木県宇都宮市一条4丁目5番21号

ラ・メール1-B

ほたか総合法律事務所

TEL 028(636)6701

FAX 028(636)6702

TAC株式会社代理人

弁護士 亀 岡 弘 敬

拝啓 当職は、貴法人のTAC株式会社（以下「通知会社」といいます）に対する平成22年9月13日付け再申入書（以下「本件再申入書」といいます）に対し、通知会社の代理人として、以下のとおりご回答申し上げます。

まず、TAC申込規約（以下「申込規約」といいます）における、平成22

複写

年8月1日に改訂された受講契約の解約に関する規約（以下「解約規約」といいます）の、既に受講契約を締結済みで受講契約が継続している受講生（以下「既受講生」といいます）への遡及適用の有無につきましては、申込規約第18条に基づき、当然に既受講生へ遡及適用されております。

しかしながら、通知会社は、貴法人の本件再申入書におけるご指摘等を踏まえ、受講生の皆様に解約規約の改訂の事実及び既受講生にも遡及適用されることをより分かりやすくお伝えできるよう、ホームページ上の記載を変更いたしましたので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。加えて、通知会社は、受付カウンター等に改訂後の申込規約の案内文を配置する等の措置により、受講生の皆様への周知をはかっております。

次に、案内場所における通知会社のパンフレットにおいて、改訂前の申込規約が記載されたものがそのまま陳列・配布されているとのご指摘につきましては、改訂前の申込規約が記載されたパンフレットに改訂後の申込規約が記載された案内文を挟み込む等の措置を講じておりますが、貴法人のご指摘等を踏まえ、各拠点校において上記措置の徹底をはかる所存でございます。

なお、和解契約につきましては、通知会社は、貴法人のご指摘等を踏まえ、申込規約の改訂及びその周知を進めておりますので、現状では、必ずしも同契約の締結の必要性はないものと思料いたします。

敬具

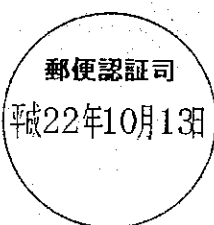
複写

複写

差出人

〒320-0821 栃木県宇都宮市一条4丁目5番21号ラ・メール1-B
ほたか総合法律事務所

弁護士亀岡弘敬



この郵便物は平成22年10月13日
第10360449621号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社
受付通番：2010101311263600100001号

2 / 2頁

